

平成 30（2018）年度事業計画（案）

（1）相談事業の充実と居住支援制度に関する情報支援（継続・拡充）

① 出前講座の実施（新規）

平成 29 年度に豊島区居住支援協議会が作成したパンフレット「家主・不動産事業のみなさまへ」を活用した啓発と情報提供を行う。

具体的には、家主や不動産事業者、当事者支援を担う福祉専門職等に対し、居住支援協議会の活動の周知と住宅セーフティネットに関する各種支援制度の情報提供を行うとともに、お互いに連携し空き家・空き室を利活用した居住支援や民間住宅への入居の円滑化を促進する。平成 30 年度は、不動産業団体、町会役員、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等に対して居住支援に関する出前講座を開催する。毎月 1 回程度、年間で約 10 回程度の開催を目指す。

また、要請に応じて少人数での説明会や個別相談にも応じていく。

② ホームページと SNS（フェイスブック等）による情報発信（継続）

居住支援協議会のホームページについて、見やすくかつ更新がしやすいように、平成 29 年度にシステムを入れ替えている。今後は、情報の更新回数を増やすことで、住宅セーフティネットに関するニュースや区内の関連団体の情報発信等、タイムリーな地域住宅情報の発信に取り組んでいく。

SNS（フェイスブック）を活用した情報発信についても引き続き実施し、事務局会議の活動を中心に情報発信を行う。

③ 社会貢献見本市等、住まいや地域活動に係るイベントに参加することによる情報発信

豊島区内で開催される住まいに係るイベント等には出来る限り参加し、居住支援協議会の周知を図るとともに入居支援について啓発を行う。毎年参加している「社会貢献見本市」については平成 30 年度も出店し、他の出店団体等との交流を深めるとともに居住支援に関する情報を発信する。

（2）地域の協働による空き家・空き室情報収集（継続事業）

東部地区、西部地区については、今年度も継続して地域と関わりながら、居住支援に係る実態を探るとともに、空き家の掘り起しを行っていく。

また、互いの地区の情報共有や連携を図り、さらに居住支援の幅を広げられるようにする。

<東部：池袋本町>

いけよんの郷高齢者総合相談センター周辺地区（池袋 4 丁目）において、地域の福祉関

係者、不動産業者と定期的に居住支援に係る相談事項等を情報共有し、住宅確保要配慮者に対する居住支援の実態を探るとともに、今後の相談窓口等のあり方を検討していく。

<西部：長崎、南長崎>

豊島区内の町会等地縁組織に対して、空き家、空き室に関する情報提供を依頼することで、利活用可能な、潜在的な空き家、空き室を掘り起こしていく。

研究者（日本女子大定行研究室）と協力し、引き続き、南長崎地域を中心に、空き家、空き室の実態調査を行う。

（３）居住支援バンクの登録（拡充）

① 登録制度の緩和等についての情報発信（新規）

平成 29 年度中に居住支援バンクの登録基準を緩和したため、登録件数の増加を期待している。登録基準緩和について情報発信することにより、登録数の増加を図っていく。具体的には、居住支援協議会構成員である建築士事務所、不動産関連業団体等を介した情報提供を行う。また、前記（１）①の出前講座により、町会役員や民生児童委員、地域包括ケアセンター、社会福祉協議会等に情報を提供し、これらの団体のネットワークを介して、空家・空き室(予備軍を含む)所有者への情報を拡散していく。

② 空家・空き室の登録（継続）

平成 30 年 4 月から施行される、「豊島区空家活用条例」の空き家登録制度と一本化されることで、さらなる物件の登録が期待される。また、引き続き、前記（１）（２）（３）①の取組みを通して、空き家・空き室の所有者に建物の利活用を促していく。町会役員、民生児童委員等は地域情報に精通していることが期待できるため、随時情報交換を行うなど連携を図っていく。

また、登録する意向のある空き家・空き室の所有者に対しては、居住支援協議会事務局が中心となって、登録のための手続きの支援を行うとともに、活用方法についてのアドバイス、活用意向のある居住支援団体や個人とのマッチング等を行う。

平成 30 年度は、10 件程度のマッチングを目指す。

③ 住宅セーフティネット法による東京都の登録制度との連携(新規)

住宅セーフティネット法に基づく、都道府県のセーフティネット住宅の登録制度との連携については、東京都が平成 29 年度中の策定を予定している「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の内容を踏まえつつ、情報提供の整合を図っていく。

東京都に登録されたセーフティネット住宅のうち豊島区に立地しているものについては、

「豊島区居住支援バンク」に登録することが可能と考えられるため、情報を連携する仕組みを検討する。

（４）国の制度と連携した家賃助成の実施（見直し）

居住支援協議会が関与した居住支援事業の利用者に対する家賃助成制度については、引き続き実施していくが、平成 29 年度より、国の新たな住宅セーフティネット事業による家賃助成制度がはじまっているため、これと整合したものとなるよう区と協議会して検討していく。

（５）居住支援団体の登録制度（継続・見直し）

居住支援の担い手を増やしていくため、豊島区内で居住支援を行っている団体を登録する制度については引き続き継続して取り組む。

居住支援登録団体が空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者のための住宅を供給する場合にその費用の一部を助成することで活動を支援する。平成 29 年度より、住宅セーフティネット法に基づく「居住支援法人」への助成制度がはじまっており、豊島区居住支援協議会の登録団体も、東京都による指定を受けることにより、国の助成制度を活用することが出来るようになっている。本来的には、この制度を活用しつつ、豊島区居住支援協議会の構成員として活動することが望ましい。しかし、現時点においては、国の制度が発足間もなく、登録団体の指定を要請しても、都からの指定が完了するまでには暫く時間がかかると思われることから、登録できるまでの期間は、豊島区居住支援協議会の登録団体として支援を行っていく。

平成 30 年度 豊島区居住支援協議会 事務局予算枠組み（案）

		単価	時間	人	金額(円)	備考
1 相談事業の充実と居住支援制度に関する情報支援					900,000	
	出前講座の期間・実施	2,500	100	2	500,000	2人で担当し、準備と実施と併せて1回当たり10時間程度。10回開催予定。
	資料印刷代	一式			100,000	1回1万円程度と想定
	ホームページとSNSによる情報発信	2,500	100	1	250,000	HP用に新たな記事作成。執筆に3時間。毎月2回予定。SNSは0.5時間、毎月4回予定。
	社会貢献見本市等での情報発信	2,500	20	2	50,000	準備に2人で10時間程度、当日は2人態勢で10時間拘束
2 地域の協働による空き家・空き室情報収集					600,000	
	地域との協働による空き家・空き室情報収集等	2,500	8	15	300,000	
	空き家実態調査（日本女子大との協働研究）	2,500	8	15	300,000	
3 豊島居住支援バンクの運営					1,000,000	
	登録申請物の実態調査と登録のための事務等	2,500	100	2	500,000	2人で担当して、事前調査と現地調査に5時間程度。20物件程度を想定。
	空家・空き室と団体等とのマッチングに関する事務等	2,500	100	2	500,000	2人で担当して、ヒアリング契約までに10時間程度。10物件程度を想定。
4 豊島区居住支援協議会独自の家賃助成の実施					100,000	
	家賃助成に関する事務等	2,500	2	20	100,000	2人で担当して、面談による制度の説明等に4時間程。5件程度を想定。
5 居住支援団体登録制度					1,900,000	
	団体登録に関する事務等	2,500	40	10	1,000,000	2人で担当して、受付、面談、登録事務に8時間程度。5物件程度を想定。
	登録団体による空家を活用した居住支援活動に対する助成	一式			900,000	居住支援法人として指定を受け、国による助成を受けられるようになるまでの繋ぎの期間。2案件、期間を3カ月程度、月あたり15万円程度と想定。
家賃助成費					500,000	
合計					5,000,000	

平成 30 年度研究計画

豊島区居住支援協議会からの受託研究として、以下の調査研究を行う。
大学側の窓口は研究・学修支援課となる。

■研究計画

1. 空き家の実態調査

・目的

平成 29 年度までに、南長崎 4～6 丁目、長崎 1～4 丁目、千早 1 丁目について実施したが、他の範囲でも調査を行い、空き家バンクに物件を登録できるようにする。

・方法

目視およびヒアリング調査、登記簿調査

2. 空き家持ち主へのアプローチ

・目的

地域と関わりを持ちながら、空き家・空き住戸を活用できるようにアプローチをしていく。空き家バンクへの物件登録に繋げるには、どのような条件が関係するのかなどを明らかにする。今後、高齢者だけではなく子育て世帯の地域包括センターが推進されていくことから、愛の家だけではなく子育て世帯全体をみて、子育て支援課の考えなども把握する。

・方法

町会、民生委員、児童委員、CSWなどの地域住民、並びに地域包括センター、社会福祉協議会などの福祉的な機関、福祉・子育て関連の部署などへの訪問、ヒアリング調査

■予算計画

費目	内訳	金額
交通費	電車、バス 等	¥ 100,000
人件費	現地調査、データ入力、結果分析、資料整理・作成 等	¥ 100,000
消耗品費	プリンターインク、データ保存媒体（ハードディスク、USBメモリ）、ICレコーダー、カメラ、書類整理用品 等	¥ 60,000
書籍代	地図、参考図書 等	¥ 30,000
その他予備費		¥ 10,000
合計金額		¥ 300,000

平成 30 年度 池袋本町地区活動計画

いけよんの郷地域包括支援センター圏域において、福祉現場の専門家（CSW（社協）、地域包括支援センター、民生委員・児童民生委員）の業務を通して、住宅確保要配慮者に対する居住支援の実態を探る。

地域の福祉関係者、不動産業者と定期的に居住支援に係る相談事項等を情報共有し、今後の相談窓口等の在り方を検討する。

30 年度からは、東部地区の定行研究室とも、連携・情報共有を図っていく。

予算

費目	内訳	金額
交通費	電車、バス 等	¥ 50,000
人件費	会議出席、調整等	¥ 200,000
消耗品費		¥ 30,000
その他予備費		¥ 20,000
	合計金額	¥ 300,000